

第2回ガイドライン化検討委員会(R6.12.16)での意見と対応について

資料2

主な協議事項	対応
①コントラスト ○（明度の差の計測方法については）例えば日塗工の色票の読み方を、「施設整備マニュアル」か「認知症の人にもやさしいデザインの手引き（以下、手引きという）」に明示するなど、対応を考えたほうがよい。 ○トイレの明度の差の表現について。「床と壁（腰壁）」など表現の工夫が必要。	→令和7年度改訂予定の施設整備マニュアルにて、反映済 →令和7年度改訂予定の施設整備マニュアルにて、反映済
②サイン・ピクトグラム ○サインや文字の大きさについて、国交省の基準をもとに、認知症当事者のみやすい大きさについて定量的な検討が必要。見る場所によっても見え方が変わるため、コントラストの配慮なども必要。 ○高齢者は、横断歩道以外の場所を渡ることが多い。無理な横断を抑制する対策の検討が必要。 ○標識について、福岡市では、4か国語表示（日本語、英語、中国語、韓国語）するようになっているが、認知症の人がわかりやすいよう情報を整理する必要がある。	→橋本地区に試験導入する案内板の盤面において、令和7年度に当委員会において検討を行う。 →次年度以降に改訂予定の手引きのコラムについて、認知症の人の行動を支援するソフト面の取組みの紹介を検討する。 例 認知症の方が安心して外出できる、市民がサポートできる仕組み（ユマニチュード、認知症サポーター） →橋本地区に試験導入する案内板の盤面において、令和7年度に当委員会において検討を行う。